

◆保税地域の許可要件と社内管理規定

1. 許可の要件
2. 社内管理規定
3. 許可後の手続き

許可の要件と社内管理規定について

第1章 許可の要件

- (1) 人的要件
- (2) 場所的要件
- (3) 施設的要件

第2章 社内管理規定

- (1) 社内管理規定の整備
- (2) 主要従業者について
- (3) 内部監査人について

第3章 許可後の手続き

- (1) 許可期間の更新
- (2) 許可の承継
- (3) その他

第1章 許可の要件

(1) 人的要件

関税法第43条第1号から第8号

- 第1号 申請者が保税地域の許可を取り消された者であり、許可を取り消された日から3年を経過していない場合
- 第2号 申請者が関税法に違反し、処分を受け、刑の執行を終えた日から3年を経過していない場合
- 第3号 申請者が関税法以外の法律の規定に違反し、処分を受け、刑の執行を終えた日から2年を経過していない場合
- 第4号 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法第204条等の罪、暴力行為等処罰に関する法律に違反し、処分を受け、刑の執行を終えた日から2年を経過していない場合

第5号 申請者が暴力団員等である場合

第6号 申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらのものを代理人、支配人、主要な従業者として使用する者である場合

第7号 申請者が暴力団員等によりその事業活動を支配されている者である場合

第8号 申請者の資力が薄弱であるため、この法律の規定により課される負担に耐えないと認められる場合、保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められる場合

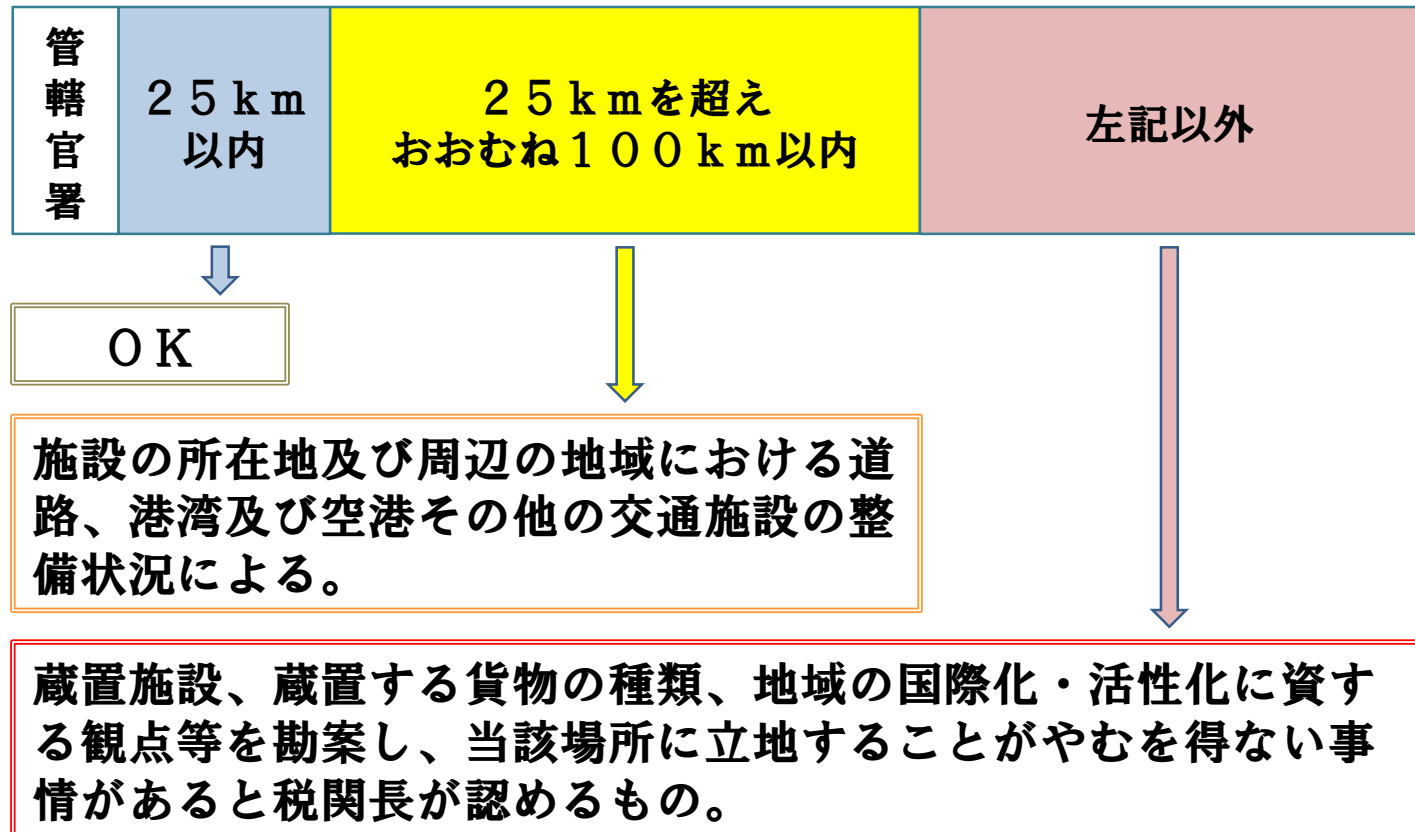
(2) 場所的要件及び(3) 施設的要件

関税法第43条第9号及び10号

第9号 許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適當であると認められる場合

第10号 許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用見込み又は価値が少ないと認められる場合

場所的要件については、**管轄官署からの路程**による。



第2章 社内管理規定

(1) 社内管理規定の整備（関税法基本通達34の2-9）

保税地域（指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域）における貨物管理については、倉主等（貨物管理者及び被許可者）は社内管理規定を整備し、提出する。

(2) 主要従業者とは

- (イ) 総合責任者
- (ロ) 貨物管理責任者
- (ハ) 顧客（荷主）責任者
- (ニ) 委託関係責任者

(イ) 総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う責任者。

(ロ) 貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係る確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者。

(ハ) 顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し、管理する責任者。

(ニ) 委託関係責任者

保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等を行う責任者。

(3) 内部監査人について

評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

第3章 許可後の手続き

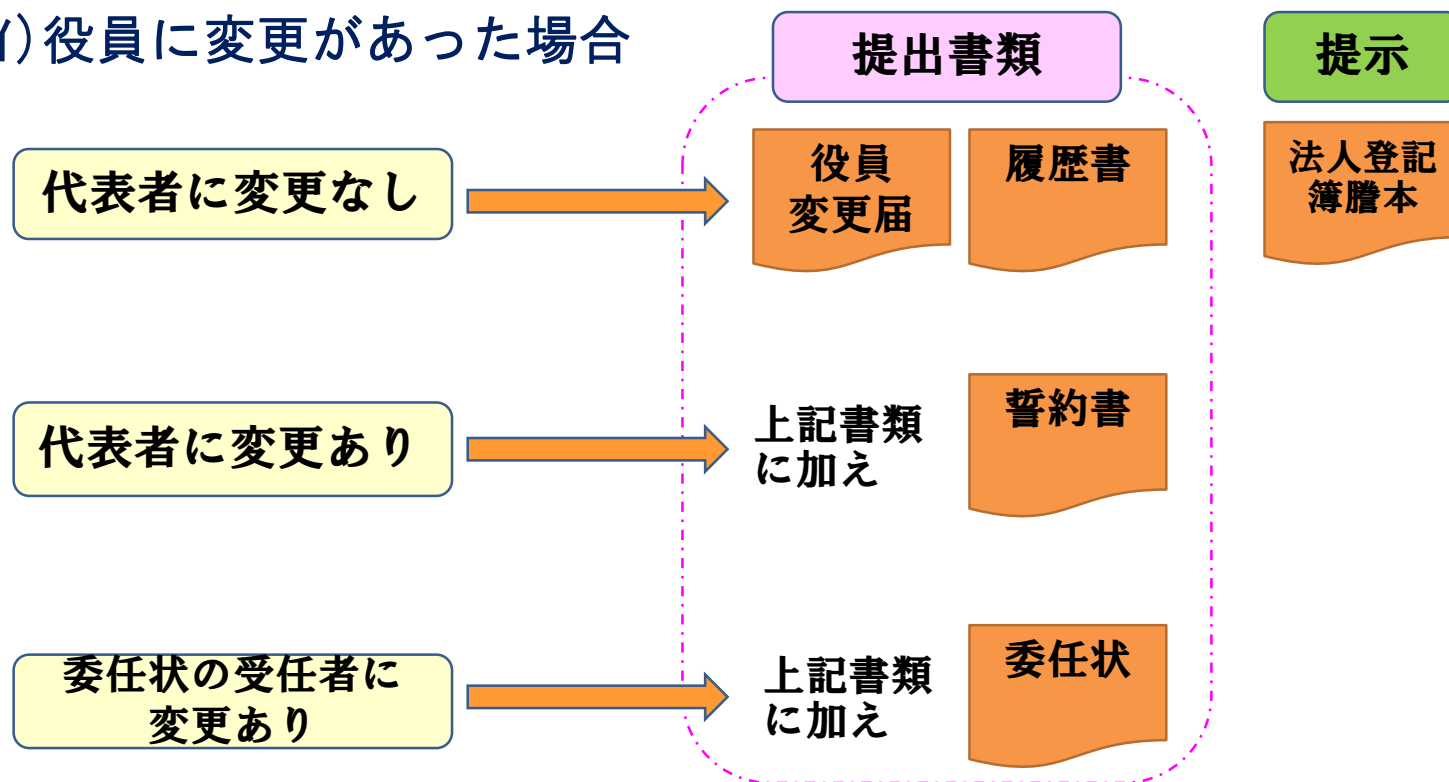
(1) 許可の期間の更新

(2) 許可の承継

(3) その他

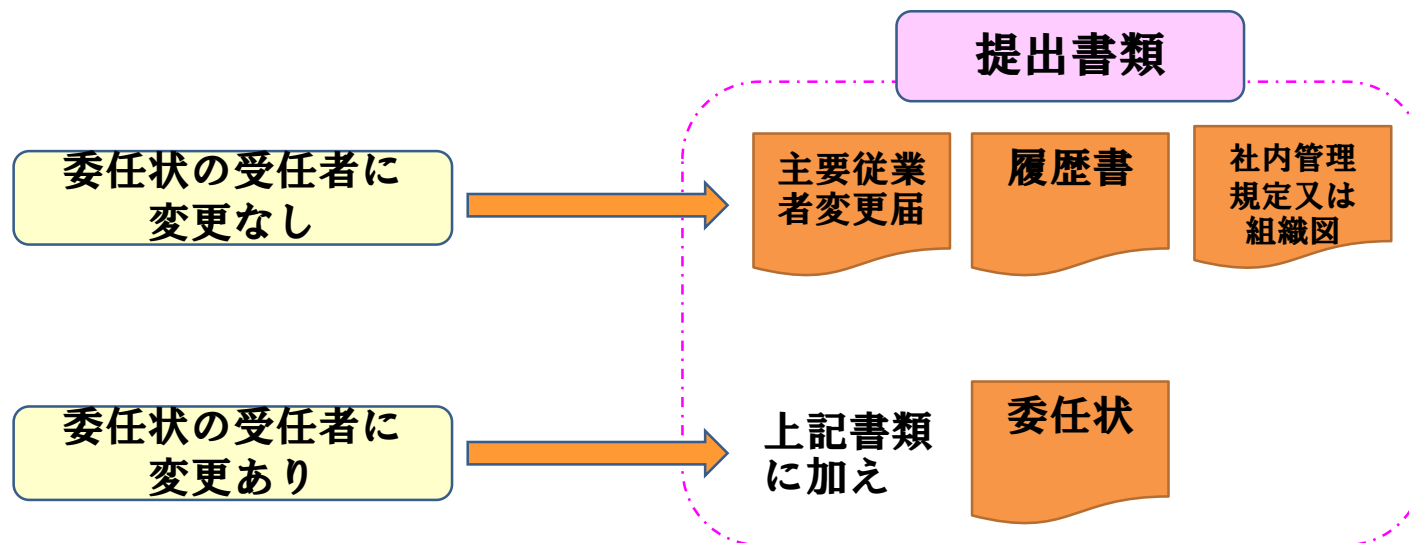
(3) その他

(1) 役員に変更があった場合



指定保税地域の貨物管理者については、役員変更届の提出は不要、**社内管理規定（組織図）の変更が必要。**

(ロ) 主要従業者に変更があった場合



指定保税地域の貨物管理者については、変更届及び履歴書の提出は不要、社内管理規定（組織図）の変更が必要。

＜提出書類まとめ＞

| | 役員変更 | | | | 主要従業者変更 | | | | |
|-------------------|------|-----|---------------------|---------------------|---------|-----|---------------------|-------------------|-----|
| | 変更届 | 履歴書 | 誓約書 (代表者 変更時) | 委任状 (受任者 変更時) | 変更届 | 履歴書 | 委任状 (受任者 変更時) | 社内管理規定 (内容変更時) | 組織図 |
| 保税蔵置場 | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | △ | △ | ○ |
| 指定保税地域 (貨物管理者) | × | × | × | × | × | × | × | △ | ○ |

※役員変更届提出の際、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提示をお願いします。

(ハ) 保税蔵置場の許可面積に変更がある場合

貨物収容能力増減等の届 (C-3160) に平面図 (延べ面積の計算式を余白部分に記載) を添えて提出。

(届出書に記載する変更後の延べ面積は、小数点第2位までの数値を記載し、水面及び屋外については、箇所数及び面積を括弧書きしてください。)

<例>

倉庫1棟 400.50㎡ 屋外2箇所 210.32㎡の場合

1棟及び2箇所 610.82 (うち屋外210.32) 平方メートル

指定保稅地域の使用・借受面積等に変更がある場合、
 指定保稅地域使用・借受（変更）届により、変更内容を届出。

別紙様式1

指定保稅地域 使用・借受（変更）届

平成 年 月 日

神戸税関長 殿

届出者
 住所
 氏名又は名称

印

指定保稅地域の使用・借受（変更）をするのでお届けします。

記

| | 内 容 | 使用（借受）・増加・減少・その他（ ） |
|------------|---------------|---------------------|
| 使用・借受（変更）前 | 場 所 （又は名称） | |
| | 面 積 | |
| | 備 考 | |
| 変 更 後 | 場 所 （又は名称） | |
| | 面 積 | |
| | 備 考 | |

(二) 保税蔵置場において工事等を行う場合

関税法基本通達44—3

(届出を要しない改築移転その他の工事)

法第44条第1項《貨物の収容能力の増減等の届出》に規定する改築、移転その他の工事が行われる場合において、その**工事の内容が単なる補修工事**又はこれに**類するもの**であって、その工事による保税蔵置場の**現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がない**ときは、同項の規定による届出を要しないものとする。

(ホ) 保税蔵置場の休業、再開

保税蔵置場を長期にわたって利用しない場合

保税蔵置場休業届 (C-3180)

利用見込みがあるとして再開する場合は

保税蔵置場の業務の再開届 (C-3190)。

※休業期間の満了に伴う業務の再開であっても、再開届の提出は必要。

(ハ) 保税蔵置場の廃業

保税蔵置場を廃業する場合は、

保税蔵置場廃業届 (C-3180)